

静岡県国土利用計画（第六次）の策定

1 趣旨

- ・ 国は、令和5年7月、国土を適正に利用するための総合的な計画である第六次国土利用計画（全国計画）を策定した。
- ・ 全国計画の策定を踏まえ、県土利用に関する総合的かつ基本的な事項を定める新たな静岡県国土利用計画を策定する。

2 概要

(1) 国土利用計画（全国計画）の概要

ア 基本方針（下線が新たに盛り込まれた視点等）

- ① 地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理
(地域管理構想※の全国展開、所有者不明土地や空き家の利用円滑化等)
- ② 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理
(流域治水の推進、事前防災・事前復興の観点からの地域づくり等)
- ③ 健全な生態系の確保によりつなげる国土利用・管理
(OECD※の設定、管理促進による広域的な生態系ネットワークの形成等)
- ④ 国土利用・管理 DX
(デジタルデータ・リモートセンシング等のデジタル技術の徹底活用等)
- ⑤ 多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理
(官民連携の推進、コーディネート機能の確保等)

※地域管理構想：優先的に維持したい土地の場所や管理の在り方を、住民自らが地域の将来像を描きながら、地域管理構想図・行動計画として整理するもの。

※OECD：国立公園などの保護地域以外の、生物多様性保全に貢献している場所。企業が保全する森林やビオトープ、里地里山や社寺林、都市公園など。

イ 必要な措置の概要

- ・ 地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用転換
- ・ 森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成
- ・ 地域の状況に応じ、都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導
- ・ 地域課題の解決に向けた市町村・地域管理構想の全国展開 など

(2) 静岡県国土利用計画で定める事項

国土利用計画法の規定により、県計画には、全国計画を基本として、以下の事項を定めるものとされている。

- 県土の利用に関する基本構想
- 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
- 前項に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

3 策定スケジュール（案）

時 期	項 目	内 容
7月4日	第1回県国土利用計画審議会	骨子案の審議
10月中旬	第2回県国土利用計画審議会	計画素案の審議
11月～12月	国への意見照会	
	市町への意見照会	
12月	県民意見提出手続（パブリックコメント）	
1月～2月	第3回県国土利用計画審議会	計画最終案の審議
2月	県議会常任委員会への報告・審査	
3月	策定公表、国への法定報告	